

# これからはEBPM(証拠に基づく政策立案)というが…

東京財団政策研究所 研究主幹 **森信 茂樹**

もう30年近く前のこと、大蔵省（現財務省）で主税局の課長をしていた時、米国に出張し米国財務省の税制担当者と意見交換する機会があった。先方から出てきたのは、ジェネラルカウンシル（法務顧問）に属する法律家、エキスパートと呼ばれる税制専門官、そしてエコノミストの3人であった。当方の質問に3者がそれぞれの見地からの確かな発言やコメントをしてくれたが、米国ではここまで仕事内容が細分化されているのかと驚かされた。ちなみに当方は、メモ取りの係長と筆者の二人で、どちらも法学部出身ではあるが法律の専門家でもなくエコノミストでもないの、大変心細い思いをしたことを覚えている。

さてわが国ではここ数年、エビデンスに基づく政策形成（以下、EBPM）が盛んに喧伝されている。EBPMとは、内閣府のホームページを見ると「政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする」と説明されている。昨今の政府文章はどれを見てもEBPMだらけで、「骨太の方針2024」には17か所出てくる。「改革推進のためのEBPM強化」という項目が設けられ、財政については、「EBPMによ

るワイズスペンディング（効果的・効率的な支出）を徹底しつつ、官民連携による投資促進等の成長力強化を図るとともに、財政の信認を確保していくことは、民需主導の経済成長を支える重要な基盤となる」とし、EBPMを更に強化し、ワイズスペンディングを徹底することが盛り込まれている。

さらに税制改革についても「経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を確保するため、EBPMの取組を着実に強化しながら、税体系全般の見直しを推進する」とされている。すでに政府税制調査会では、赤井伸郎大阪大学教授を座長とするEBPMに関する専門家会合が設置され、租税特別措置（以後租特）の有効性などの検証が始まっている。

しかし、EBPMを活用した検証の手法やそれを実際の政策にどのように生かすのかなど不明な点も多く、前途は容易ではない。

まず指摘されるのは、データの問題である。EBPMは適切なデータを用いた効果検証であり、データを整えた上で、相関関係ではなく因果関係の分析が必要となる。租特を例にとると、租特の適用を受ける者と受けない者との間で租特が及ぼす効果のデータセットの構築と分析が必要ということだ。

---

次に、EBPMの法的根拠である。米国のEBPMは法律に基づいて行われ、党派対決を避けるために超党派の合意によって行われている。政策担当者との事前の綿密な打ち合わせや協力関係が形成されており、実際の政策に反映される仕組みが出来上がっている。法的根拠がなければ、やった感だけの自己満足に陥る可能性が高い。

最後は、専門人材の問題である、この点を、三菱UFJリサーチ&コンサルティングの小林庸平氏の論文を参考にしながら述べてみたい。冒頭のように、米国連邦政府の公務員は基本的にジョブ型のスペシャリストであり、働くポストと教育・経験が密接にリンクしている。政策評価・EBPMを担いたいと考える

人は、大学や大学院などで公共政策学や経済学、統計学などの学位を取得し政府の希望するポストに応募する。また官民を超えた労働市場の流動性も高いため、外部有識者などの知見を人の移動とともに取り入れやすい。

このように、わが国で本格的にEBPMを取り入れ政策に生かすには多くの課題がある。とりわけ筆者が重要と考えるのは、政府部内に、外部人材も活用しながら経済学、統計学などの知見を持つ人的資源を確保する必要があるという点である。このことは、わが国の公務員改革、さらには労働市場改革にもつながっていく問題である。

